

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第6区分  
 【発行日】令和4年2月17日(2022.2.17)

【国際公開番号】WO2020/088409  
 【公表番号】特表2022-506324(P2022-506324A)  
 【公表日】令和4年1月17日(2022.1.17)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-007  
 【出願番号】特願2021-523636(P2021-523636)  
 【国際特許分類】

10

**B 6 5 D 4 3 / 0 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )**

【F I】

B 6 5 D 4 3 / 0 8 2 0 0

B 6 5 D 4 3 / 0 8 Z A B

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月8日(2022.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造であって、該紙およびプラスチック容器は、容器およびカバー本体を含み、前記容器は、

本体、および

クランプ部分、を含み、前記クランプ部分は、連結部分およびクランプリングを含み、前記本体の中央軸線に沿った横断面において、

a. 前記連結部分の輪郭線と前記本体の中央軸線との挟み角度は、鋭角であり、

30

b. 前記クランプリングの輪郭線は、前記本体の中央軸線と平行であり、

前記カバー本体は、

カバー底、

前記カバー壁の縁から外に延びるカバー壁、および、

前記カバー壁の内側側壁上に配置されたフランジを含み、前記クランプリングの外径は、前記カバー壁の内径に等しく、前記フランジおよび前記カバー底は、一定間隔に配置されており、前記クランプリングは、前記カバー本体が前記容器を覆うときに、前記フランジと前記カバー底の間にクランプされる、紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造。

【請求項2】

前記フランジおよび前記カバー壁の自由端は、一定間隔に配置されている、請求項1に記載の紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造。

40

【請求項3】

前記本体の中央軸線に沿った横断面において、前記フランジの輪郭線は、円弧形状である、請求項1に記載の紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造。

【請求項4】

前記本体の側壁から前記クランプリングまでの距離は、前記フランジの円弧の高さに等しい、請求項3に記載の紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造。

【請求項5】

前記本体の中央軸線に沿った方向において、前記クランプリングの高さは、前記フランジから前記カバー底までの最小距離よりも小さいか、或いは、この最小距離に等しい、請求

50

項 1 に記載の紙およびプラスチック容器のスナップ嵌め構造。

10

20

30

40

50